

(平成24年9月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年12月から47年3月まで

申立期間当時、A県B市で同居していた母が私の国民年金の加入手続をし、私の保険料も「自分たちの保険料と一緒に納付してきた。」と言っていたので、両親の国民年金保険料が納付されていれば、私の国民年金保険料も必ず納付されているはずであり、申立期間を国民年金の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人と同居していたとする申立人の両親は、いずれもその国民年金被保険者期間に保険料の未納期間は無く、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとする申立人の母親の納付意識の高さがうかがえる上、申立期間は4か月と短期間である。

また、申立人が所持する国民年金手帳の発行年月日（昭和47年1月13日）から、申立期間において、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、申立期間に係る国民年金保険料は現年度納付及び過年度納付が可能である。

さらに、納付意識の高い申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行いながら、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料について、社会保険事務所（当時）に領収書を持参し、納付していたと申し出たところ、昭和 57 年 12 月 16 日に還付済みとの回答であった。

しかし、私は、還付されたとする保険料を受け取ったことはないので、調査の上、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 市の国民年金保険料納付データ及び申立人が所持する同市発行の昭和 55 年度国民年金保険料（印紙代金）領収証書により、申立期間の保険料が納付されていることが確認できるところ、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）上、申立期間は未加入期間とされ、国民年金被保険者台帳により、昭和 57 年 12 月 16 日に申立期間に係る保険料が還付された旨の記載が確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間において、被用者年金に加入した事実が確認できないことから、本来、申立期間は国民年金の強制加入期間であり、保険料を還付すべき理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月

国民年金の記録を確認したところ、昭和 48 年 3 月の国民年金保険料が未納と記録されていた。当時は 3 か月分ずつ保険料を納付していたので、1 か月分だけ納付していないとは思われない上、結婚した時に年金の手続きを行い、未納は無い旨言われたことを覚えていることから、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金被保険者であった期間（479 か月）の保険料を全て納付済みであることから、申立人の保険料納付意識は高かったことがうかがわれる上、申立期間は 1 か月と短期間である。

また、A 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、昭和 47 年度について、特例納付書送付年月日等を記録する備考欄に、昭和 54 年 7 月 23 日の記載があり、同日は第 3 回特例納付の実施期間内であることから、申立期間について第 3 回特例納付の納付書が発行されたと推認される。納付意識の高い申立人が申立期間の保険料を納付していないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C支社における資格取得日に係る記録を昭和51年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月28日から同年3月1日まで

私は、昭和38年4月1日にA株式会社に入社して以来、平成15年6月26日に退職するまで継続して勤務していたが、昭和51年2月28日付けで同社本社から同社C支社に転勤した際の申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bからの回答及び同社から提出された在籍期間証明書並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和51年2月28日にA株式会社本社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C支社における厚生年金保険被保険者原票の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、株式会社Bは当時の資料が残っていないため不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 62 年 5 月 27 日から同年 9 月 1 日までの期間において、国民年金に加入していないものと認めることはできない。

また、申立人の昭和 62 年 5 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 5 月 27 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間において国民年金に加入し、昭和 62 年 5 月から同年 7 月までの国民年金保険料が納付済みと記録されているが、私は申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付した覚えはないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人について、昭和 62 年 5 月 27 日から同年 9 月 1 日までの国民年金の加入記録があり、同年 5 月から同年 7 月までの保険料は納付済みとされているところ、当該年金記録に係る住所と、申立人が申立書に記載した申立期間当時の住所は一致している。

また、オンライン記録において、申立人と同姓同名で生年月日が同一である者は見当たらないことから、別人の国民年金の記録が誤って申立人の年金記録に統合されたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間において国民年金に加入していないものと認めることはできず、また、昭和 62 年 5 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から51年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間のうち昭和49年9月から50年3月までが未納、同年4月から51年3月までが全額申請免除となっていた。

当時、毎月、母親の国民年金保険料と一緒に二人分の保険料を郵便局の窓口で納付しており、また、免除申請の手続を行った記録も記憶もないので、申立期間について、国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、その母親の分と一緒に納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は、申立人の両親のものと連番で昭和50年5月に払い出されていることが確認できる上、母親の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、母親は同年5月6日に被保険者資格を任意加入で取得していることが確認できる。

このため、申立期間のうち昭和49年9月から50年4月までは、母親は国民年金の未加入期間として取り扱われ、母親に対して保険料の納付書が発行されず、一緒に保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、毎月、A市内の複数の郵便局で納付していたと主張しているところ、母親の国民年金被保険者台帳によると、申立期間のうち、昭和50年5月から51年3月までの保険料は現年度納付されていることが確認できる。

しかし、A市は、申立期間当時、郵便局は同市の収納代理金融機関では

なかったため、現年度保険料を取り扱うことができなかったと回答していることから、母親の当該期間の保険料が上記郵便局で納付されたとは考え難い。

さらに、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料の申請免除期間について、当時、免除申請は、被保険者が市町村へ免除申請書を提出して行われることから、社会保険事務所（当時）が、申請が無いまま、当該期間を申請免除期間として処理したとは考え難い。

加えて、仮に、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和50年5月に免除申請が行われた場合、免除期間は同年4月から始まり、51年3月までの期間の必要と認められる月までとなることから、申立人の申請免除期間に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人及びその母親に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない上、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月1日から24年4月1日まで
② 昭和24年4月1日から同年11月1日まで
③ 昭和24年11月1日から28年6月3日まで

戦前から昭和57年に退職するまでA社(現在は、B株式会社)に勤務し、実弟と同じ職場で仕事をしていた。

申立期間のうち、申立期間②については、一緒にC施設関係の仕事をしていた実弟及び複数の同僚がD事業所で厚生年金保険に加入しているので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間①及び③についても、C施設関係の仕事をしていたので併せて厚生年金保険の被保険者期間の有無を調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された人事記録及び同社の経歴書により、申立人は申立期間において同社に継続して在籍し、C施設関係の仕事をしたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間①について、C施設等に勤務した者の労務管理のために設置されたD事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和24年4月1日であることから、同日よりも前の期間は、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となることができない。

申立期間②について、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時、申立人と一緒にC施設関係の仕事をしたとして申立人の妻が名前を挙げた同僚6人のうち、申立人の実弟を含む3

人は、当該期間においてD事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に被保険者資格を有する者の中に申立人の名前は見当たらない上、前述の3人以外の同僚の名前も見当たらない。

また、C施設に係る従業員名簿等の関係資料を保管していると考えられるE事業所、F県及びG事業所H支部に照会したが、いずれも従業員名簿等は保管されていないと回答しており、申立人のC施設における勤務状況等について確認することができない。

さらに、E事業所によれば、申立期間当時、「請負契約等で労務者の指揮監督を行う者及び施設管理の責任者等は、直接使用人として取り扱われていなかった。」旨説明しているところ、B株式会社では「申立人は、昭和18年から常務取締役であった。」旨回答していることから、申立人は、直接使用人として取り扱われず、D事業所において厚生年金保険に加入できなかったことも考えられる。

申立期間③について、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③に被保険者資格を有する者の中に、申立人及び申立人の妻が名前を挙げた実弟を含む同僚6人全員の名前は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間①、②及び③に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 10 月 25 日

私が持っているA株式会社の平成16年10月分の給与明細書には、同年10月25日に支給された賞与の標準賞与額が5万6,000円と記載されているが、厚生年金保険の記録では4万1,000円となっているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA株式会社の平成16年10月分の給与明細書により、申立人の申立期間に係る賞与として5万6,400円（寒冷地手当4万8,900円、住宅援助金7,500円）が支給され、標準賞与額5万6,000円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、A株式会社は、「申立人の申立期間に係る賞与は寒冷地手当と住宅援助金であり、申立人は、寒冷地手当の対象期間（10月から翌年3月まで）の途中の12月末に定年退職となったことから、支給した同手当の一部（1万4,670円）を戻入れしてもらい、標準賞与額を訂正したものである。その戻入金等については、本人に説明の上、退職金にて処理している。」旨回答しており、同社から提出された申立人に係る退職金の内訳確認資料により、申立人の退職金において、上記訂正処理により生じた賞与の差額分が控除され、厚生年金保険料の差額分（1,177円）が加算されており、同社の説明通りに処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同じく昭和19年12月生まれで、定年退職により平成17年1月1日にA株式会社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した従業員91人のうち、寒冷地手当の支給対象地域に勤

務していた申立人を含む 36 人については、16 年 10 月 25 日支給の賞与に係る標準賞与額が全員減額訂正されていることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び⑦について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、株式会社Aに勤務していたとする申立期間⑨について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

さらに、申立期間⑨のうち、昭和62年9月1日から同年9月30日までの有限会社B（現在は、C株式会社）における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

加えて、申立人は、申立期間①、③から⑥まで、⑧及び⑩から⑬までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月1日から同年12月17日まで
② 昭和53年12月17日から54年4月1日まで
③ 昭和54年4月1日から56年4月2日まで
④ 昭和56年4月2日から57年7月2日まで
⑤ 昭和57年7月29日から58年12月16日まで
⑥ 昭和59年1月28日から60年5月27日まで
⑦ 昭和60年5月27日から同年10月28日まで
⑧ 昭和60年10月28日から62年5月27日まで
⑨ 昭和62年5月27日から同年9月30日まで
⑩ 昭和62年10月7日から63年10月1日まで
⑪ 昭和63年10月1日から平成2年1月1日まで
⑫ 平成2年1月1日から5年10月16日まで
⑬ 平成5年10月16日から9年5月1日まで

昭和53年4月から平成9年4月までの厚生年金保険の被保険者期間及び標準報酬月額に誤りがあるので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、D株式会社を退職後、直ちにE社（現在は、F株式会社）に勤務しており、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和53年12月17日であると主張しているところ、F株式会社によると、「申立人の在籍記録は、昭和53年12月27日委嘱、54年4月1日職員登用、56年4月1日退社となっている。」としていることから、申立人が53年12月27日から当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、F株式会社は、「申立人の在籍期間のうち、昭和53年12月27日から54年3月31日までの期間は社会保険非適用期間であった。申立期間当時、委嘱から職員登用までの期間は社会保険非適用期間であり、職員登用時に社会保険（厚生年金保険及び健康保険）を付保していた。」としている。

また、E社の事業所別被保険者名簿によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和54年4月1日となっており、オンライン記録と一致し、不自然な訂正等は見当たらない。

申立期間⑦について、申立人は、当該申立期間は厚生年金保険の未加入期間とされているが、株式会社Gを退職後、直ちに株式会社Aに勤務したので、厚生年金保険被保険者資格の喪失日若しくは取得日のいずれか一方又は両方が間違っていると主張している。

株式会社Gにおける厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、雇用保険の加入記録によると、申立人の当該事業所における離職日は昭和60年5月26日となっており、オンライン記録と符合している。

また、申立人が名前を挙げた同僚のうち住所が確認できた8名及び当該事業所において昭和60年5月20日から同年10月9日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した4名の計12名に、当該事業所における自身の勤務期間について照会したところ、7名から回答があり、うち1名は覚えていないとしているものの、他の6名が勤務していたとする期間はオンライン記録とおおむね一致している。

さらに、上記回答のあった7名のうち、申立人と同様に当該事業所が解散する前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した3名の雇用保険の加入記録は、オンライン記録と符合している。

加えて、当該事業所は既に解散しており、元代表取締役の連絡先が不明であるため、申立人の当該事業所における厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

一方、株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の取得日について、同事業所が保管する申立人の身上書によると、申立人の同事業所における入社年月日は昭和60年10月28日となっており、オンライン記録における被保険者資格の取得日と一致している。

また、雇用保険の加入記録によると、当該事業所における申立人の資格取得日は昭和 60 年 10 月 28 日となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、H厚生年金基金（現在は、I厚生年金基金）における申立人の加入員資格の取得年月日は昭和 60 年 10 月 28 日となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間②及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び⑦について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間⑨について、申立人は、当該申立期間は株式会社Aに勤務していたにもかかわらず、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 62 年 5 月 27 日とされていると主張している。

しかし、H厚生年金基金における申立人の加入員資格の喪失年月日は昭和 62 年 5 月 27 日となっており、オンライン記録と一致している。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人の当該事業所における離職日は昭和 62 年 5 月 26 日となっており、オンライン記録と符合する上、同年 6 月 8 日に離職票が交付されている。

さらに、オンライン記録において、申立人と同様に昭和 60 年 10 月に当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる 5 名のうち、既に離職した 4 名の雇用保険の離職日は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合している。

このほか、申立人の株式会社Aに勤務していたとする申立期間⑨に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の株式会社Aに勤務していたとする申立期間⑨について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、申立人は、申立期間⑨のうち、昭和 62 年 9 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間について、有限会社Bに厚生年金保険の被保険者記録があるが、勤務した記憶は無いと主張している。

しかし、当該事業所において申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を有している者は、「申立人を覚えている。長くは勤務しなかった。」旨回答している。

また、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録はオンライン

記録と符合している。

さらに、C株式会社によると、「従業員は、全員社会保険に加入させており、入退社の際は、直ちに社会保険の手続をしていた。勤務していない者の保険料を納付するはずがない。社会保険の手続をして、保険料を納付していれば、勤務していたのは間違いない。」旨回答している。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の当該事業所における被保険者資格の取得日及び喪失日は、オンライン記録と一致している上、申立人の被扶養者として元妻及び長男の氏名及び生年月日が記載されており、不自然な箇所は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間⑨のうち、昭和 62 年 9 月 1 日から同年 9 月 30 日までの有限会社 B における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

- 3 申立人は、申立期間①、③から⑥まで、⑧及び⑩から⑬までについて、標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、申立人は、D株式会社に勤務していた期間の標準報酬月額は、15 万円から 20 万円であると主張している。

しかし、当該事業所が保管する「社内経歴」に記載されている申立人の退職時給料総額 10 万 8,000 円は、オンライン記録における昭和 53 年 10 月 1 日の標準報酬月額 11 万円に見合う報酬月額の範囲内である。

また、当該事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によると、申立人の昭和 53 年 4 月 1 日の標準報酬月額は、10 万 4,000 円となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、昭和 53 年 4 月 1 日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、当該申立期間における標準報酬月額が申立人と同額となっている同僚が所持する同年 8 月の給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録における当該同僚の標準報酬月額に見合う額となっている。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該事業所において昭和 53 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した申立人を含む 25 名の当該申立期間における標準報酬月額は、8 万 6,000 円から 11 万 8,000 円までとなっており、申立人が主張する標準報酬月

額となっている者は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、E社に勤務していた期間の標準報酬月額は、20万円から30万円以上であると主張している。

しかし、F株式会社によると、「当時の賃金台帳及び社会保険の手続に関する資料等は法定保管期間が経過しているため、提供できる資料は無い。」としており、申立人の当該事業所における厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

また、J健康保険組合によると、「保存期間が経過しており、申立人に係る資料は無い。」としており、同健康保険組合における申立人の加入状況を確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚のうち、住所が確認できた6名に当該事業所における自身の給与額及び標準報酬月額について照会したところ、3名から回答があったが、当該申立期間における具体的な給与額及び標準報酬月額の回答は得られなかった。

申立期間④について、申立人は、K株式会社に勤務していた期間の標準報酬月額は、20万円から25万円であると主張している。

しかし、申立人が名前を挙げた同僚のうち、住所が確認できた6名に当該事業所における自身の給与額及び標準報酬月額について照会したところ、回答のあった3名のうち2名は覚えていないとしているものの、他の1名は申立期間当時の標準報酬月額は給与額と同じぐらいであるとしている。

また、当該事業所は既に解散している上、元代表取締役は、申立期間当時の資料を保管していないことから、申立人の当該事業所における厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

申立期間⑤について、申立人は、L株式会社（現在は、M株式会社）に勤務していた期間の標準報酬月額は、30万円から35万円以上であると主張している。

しかし、申立人のN厚生年金基金における報酬給与は、昭和57年7月29日が15万円、58年9月1日が19万円となっており、オンライン記録と一致している。

また、申立人のO健康保険組合（現在は、P健康保険組合）における標準報酬月額は、昭和57年7月29日が15万円、58年9月1日が19万円となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、当該事業所において昭和57年7月1日から同年7月31日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した申立人を含む29名の当該申立期間における標準報酬月額は、11万円から26万円までとなっており、申立人が主張する標準報酬月額となっている者は見当たらない。

加えて、当該事業所は「申立人に係る人事記録、賃金台帳及び社会保

險の手續を確認できる資料は現存していない。」としており、申立人の当該事業所における厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

申立期間⑥について、申立人は、株式会社Gに勤務していた期間の標準報酬月額は、35万円から40万円以上であると主張している。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が仕事の内容及び雇用形態が同じであったとして名前を挙げた同僚8名に標準報酬月額が20万円を超える者は見当たらない上、申立人が社長（商業登記簿によれば取締役）として名前を挙げた者の標準報酬月額は、28万円から36万円となっており、申立人の主張する標準報酬月額と同水準かそれ以下となっている。

また、上記同僚8名のうち、住所が確認できた5名に、当該事業所における自身の給与額及び標準報酬月額について照会したところ、4名から回答があり、うち1名は覚えていないとしているものの、他の3名は給与額及び標準報酬月額はオンライン記録における標準報酬月額とおおむね一致しているとしている。

さらに、上記4名のうち1名は、「他の地域から来ていた販売員の給与は高かったが、地元の社員の給与はほとんど同じだったと思う。自分の標準報酬月額は給与の額とほぼ一致している。申立人は自分と同じ仕事をしていたので給与も同じぐらいだと思う。」旨述べているところ、オンライン記録によると、当該同僚及び申立人の標準報酬月額は、当該申立期間のうち、当該同僚が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和59年3月から申立人が被保険者資格を喪失した60年5月27日までの期間において同額となっている。

加えて、当該事業所は既に解散しており、元代表取締役の連絡先が不明であるため、申立人の当該事業所における厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

申立期間⑧について、申立人は、株式会社Aに勤務していた期間の標準報酬月額は、35万円から40万円以上であると主張している。

しかし、H厚生年金基金における申立人の昭和60年10月28日及び61年10月1日の報酬標準給与月額は、いずれも20万円となっており、オンライン記録と一致している。

また、事業所別被保険者名簿によると、当該事業所において、昭和60年6月28日から同年11月16日までの期間に、厚生年金保険の被保険者資格を取得した申立人を含む21名の当該申立期間における標準報酬月額は、申立人と年齢が10歳以上離れた3名を除き、おおむね20万円前後となっている。

さらに、上記3名のうち申立人より10歳以上年上である2名でも標準報酬月額は26万円から30万円となっており、申立人が主張する標準

報酬月額となっている者は見当たらない。

申立期間⑩について、申立人は、Q株式会社（現在は、R株式会社）に勤務していた期間の標準報酬月額は、35万円から40万円以上であると主張している。

しかし、S厚生年金基金（後にT厚生年金基金となり、平成15年5月31日解散）における申立人の報酬給与額は、昭和62年10月7日が17万円、63年9月1日が19万円となっており、オンライン記録と一致している。

また、U健康保険組合における申立人の標準報酬月額は、昭和62年10月から17万円、63年9月から19万円となっており、オンライン記録と一致している。

さらに、当該事業所において、昭和62年1月5日から同年12月23日までの期間に、厚生年金保険被保険者資格を取得した申立人を含む13名の当該申立期間における標準報酬月額は、13万4,000円から22万円となっており、申立人が主張する標準報酬月額となっている者は見当たらない。

申立期間⑪、⑫及び⑬について、申立人は、V株式会社（申立期間⑪）、W株式会社（申立期間⑫）及び株式会社X（申立期間⑬）は、同一の事業所が社名変更したものであり、当該事業所に勤務していた期間の標準報酬月額は、35万円から40万円以上であると主張している。

申立期間⑪及び⑫について、V株式会社及びW株式会社は解散し、両事業所の書類等はY株式会社が引き継いでいるところ、同社が保管する平成2年及び3年の「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」によると、申立人のW株式会社における2年10月及び3年10月の標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

また、Y株式会社によると、上記決定通知書以外に申立人に係る人事記録、賃金台帳及び社会保険の手続を確認できる資料は見当たらないとすることから、当該申立期間における厚生年金保険料控除額並びに上記決定通知書において確認できる平成2年5月から同年7月までの期間及び3年5月から同年7月までの期間を除く期間に係る申立人の報酬月額を確認することができない。

さらに、申立人が所持する「平成5年分給与所得の源泉徴収票」及び「平成6年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書」並びに株式会社Xが保管する平成5年の「年末調整一覧表」から確認できる5年の社会保険料額39万1,537円は、オンライン記録における申立人の標準報酬月額から推計した社会保険料額39万3,314円を下回っている。

申立期間⑬について、株式会社Xは、厚生年金保険料の控除方法は翌月控除であるとしているところ、申立人が所持する当該事業所に係る平成5年11月から9年3月までの支給明細書（給与）によれば、申立期

間のうち、5年10月分から9年2月分までの厚生年金保険料控除額及び報酬月額の見合う標準報酬月額の低い方の額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額以下となっており、特例法による年金記録訂正の要件を満たしていない。

また、申立人は、平成9年4月の支給明細書（給与）を提出していないことから、同年4月の報酬月額並びに同年3月分及び同年4月分の厚生年金保険料控除額については確認することができない。

さらに、当該事業所が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」によると、平成6年5月から同年7月までの期間、7年5月から同年7月までの期間、及び8年5月から同年7月までの期間の申立人の報酬月額は、申立人が所持する支給明細書（給与）の各期間の支給額合計と一致しているところ、平成6年度から8年度までの各年度における5月から7月までの報酬月額の平均額に基づき算定される標準報酬月額は、適正に算出されている上、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間①、③から⑥まで、⑧及び⑩から⑬までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、③から⑥まで、⑧及び⑩から⑬までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。